

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 静岡県三島市文教町二丁目15番36号

氏 名 株式会社 タカヤナギ
代表取締役 高柳 浩美



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

静岡県知事

川勝 平太



許可の年月日 平成25年 8月 2日

許可の有効年月日 平成32年 8月 1日

1. 事業の範囲

事業の区分	収集運搬 (積替え及び保管行為を除く)
特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害廃油 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る)、特定有害汚泥 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る)、特定有害廃酸 (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る)、特定有害廃アルカリ (トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むものに限る) 以上 47品目
事業の区分	収集運搬 (積替え及び保管行為を含む)
特別管理産業廃棄物の種類	感染性産業廃棄物 以上 1品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

別に記載のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 8月 2日	新規許可
平成10年 8月 2日	更新許可
平成15年 8月 2日	更新許可
平成20年 8月 8日	更新許可
平成25年 8月 2日	更新許可
平成26年 1月15日	積替保管場所の変更
平成26年 8月27日	優良確認
平成28年 3月 7日	変更許可

5. 積替え許可の有無 無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

<積替え又は保管を行う場所の所在地>

: 静岡県沼津市西間門字桶田14番地1、14番地5

<面積>: 6.43㎡

<産業廃棄物の種類>

・感染性産業廃棄物

<積替えのための保管上限> : 11.12㎡

<積み上げることができる高さ> :

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。